

「廃棄等費用積立ガイドライン改定案」に関する意見公募の実施結果について（別紙）

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>1. 弊社は2014年3月から、自社工場の屋根に500kwの太陽光パネルを設置し、全てを売電している。設備はリースのため、専用の口座から支払っており、この専用口座と毎月15万円の積立による余剰金が8000万円程度ある。そもそもこの積立金制度は、放置や不法投棄を防衛すべく行われるものと認識しているが、積立実施事業者が2割以下だからということで、全ての事業者に強制的に行わせることに納得できない。放置や不法投棄を行うのは、事業が不芳となった業者だと思われ、このような業者のために、なぜ一律に積立を行う必要があるのか疑問である。自社の工場の屋根に設置している設備について、誰が不法投棄の懸念を持つのか。</p> <p>2. また、積立金の取戻しについても条件が課されていることに納得できない。この条件をクリアしなければ、積み立てた積立金はずっと戻ってこないのか。不芳業者のための整理費用が不足するからと、そちらに使用されてしまうのではないのか。</p> <p>3. 内部積立を認める場合の条件があるが、この条件では中小企業はクリアできない。条件の見直しは不可能か。上記のとおり、弊社は相応の内部留保を行っており、本件による積立必要額を十分上回っている（本制度による弊社必要積立額は年間100万円弱、期間10年として1000万円弱）。</p> <p>4. とにかく、この制度には納得できないので、見直しを強く希望する。</p>	<p>1. 10kW以上の太陽光発電事業は、全量での売電を想定した発電事業として行われることや、設置形態が様々であり、廃棄等費用を太陽光発電設備独自に確保する必要性が高いため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に廃棄等費用が考慮されてきており、10kW以上全ての太陽光発電を本積立制度の対象とすることとしております。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっています。</p> <p>なお、本積立制度は、各認定事業者に対し、当該認定事業者が認定を受けた事業に関する廃棄等費用の積立てを求めるものであって、ある認定事業者に対して、他の認定事業者が認定を受けた事業に関する廃棄等費用の責任を負わせる制度ではありません。</p> <p>2. 本積立制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めるものです。そのため、積立金の取戻しは、当該発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合又は積立金を積み立てておく必要がない場合に限って認められる必要があり、2022年4月施行予定の改正再エネ特措法にその旨が規定されています。</p> <p>3. 本積立制度は、確実な積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めこととしていますが、外部積立てでなくても廃棄処理のための確実な資金確保が可能であり、かつ、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる場合には、例外的に内部積立てが認められることとしています。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっており、その趣旨を踏まえた内部積立ての要件が、2022年4月1日に施行される改正再エネ特措法施行規則にも定められています。</p>
2	<p>2 屋根置き型太陽光発電は、建築物と一緒に廃棄されるため、本制度の対象からは除外すべきである。</p>	<p>10kW以上の太陽光発電事業は、全量での売電を想定した発電事業として行われることや、設置形態が様々であり、廃棄等費用を太陽光発電設備独自に確保する必要性が高いため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に廃棄等費用が考慮されてきており、10kW以上全ての太陽光発電を本積立制度の対象とすることとしております。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっています。</p>
3	<p>3 災害発生を考慮し、土地の継続利用がない場合に備えて、太陽光電池発電設備の撤去のみでなく、造成地の原状回復費用を積み立てるべきである。危険な状態の土地が放置されかねない。</p>	<p>解体等積立金は、再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理に要する費用に充てるための金銭です（改正再エネ特措法第15条の6第2項）。例えば、太陽電池モジュールや基礎・架台の撤去工事費用、当該撤去物の廃棄処理のための輸送費、当該撤去物の廃棄費用（産業廃棄物処理含む。）、整地工事費などがこれに含まれると考えております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>4 発電事業者の代わりに廃棄の費用を管理するならば、廃棄時に全額返金すべきであるが、はっきりと全額返金保証と明記されていない。</p>	<p>積み立てた積立金は、最終的には全額を取り戻すことができる制度としております。</p> <p>省令やガイドラインにおいても、解体等完了確認（法第15条の12第1項）を受けた場合等には、推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額（当該経済産業大臣の確認の前にその一部の取戻しが行われた場合にあつては、その残額）を取り戻せる旨を明記しています。</p>
5	<p>・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) 第2章 廃棄等費用の積立ての実施等 ・意見内容</p> <p>FIT期間は20年で、期間中も管理ができていない発電所もあるので、10年経過後に廃棄や撤去費用の積み立て開始はまったくの反対ではない。20年経過後に発電事業者が設備を放置し、空き家対策の様に行政代執行なども必要になる可能性もあるため。しかし最初の制度申請時になかった項目を新たに売上（売電）から天引きするのは、当初の事業計画が狂うのもう少し事業者に配慮が必要だと思う。例えば、太陽光発電は安定しない電源だが、蓄電池を併設すれば、夜も天候不順時にも使える安定電源になる。</p> <p>よって、20年経過後に撤去費用として払い戻すか、蓄電池設置（パワコンリプレイス）費用として払い戻すかの選択権を発電事業者に与えてほしい。</p> <p>設置費用報告でもわかるとおり、設備全体でみたときに、太陽電池モジュールのコスト割合が一番高く、かつ、モジュールは20年経過後もそんなに効率は落ちずに発電できる（※）ので勿体ない。また、産業用の蓄電池となると、まだまだ高額で、10年間撤去費用を天引きされた売電収益だけでは設置費用が賅えない。パワコンも15年位が寿命といわれているので、それらの費用等に充てられると、再度、事業者が管理して事業を継続できると思う。原発の再稼働も難しく、廃炉費用に莫大な費用も掛かる。老朽化した火力発電所も順次廃炉、慢性的な電力不足にならないよう、現政権マニフェストでは電力網（系統）の増強も予定しているので、もう1つの意味として「再生可能エネルギー」を20年後にもリニューアールさせ稼働させたい。</p> <p>（※）最近のほとんどの太陽光パネルメーカーでは、リニア保証という出力保証をしている（例：最初の10年間で10%、25年で20%以上低下した場合はメーカーが保証するなど。）。実際、弊社で10年経過したパネルもあり、毎年発電量を記録しているが、天候や日射量にまでは計測していないが、10年目に一番発電したという事例もある。また、最近ではパワコン容量よりも多めにパネルを設置する過積載案件も多いと思うので、仮に発電が少し低下したとしても十分な発電量は確保できると予測される。</p>	<p>本積立制度は、太陽光発電事業終了後、廃棄等のための資金不足により太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと地域の懸念に対応するため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に考慮されてきている廃棄等費用について、確実な積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めるものです。そのため、積立金の取戻しは、当該発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合又は積立金を積み立てておく必要がない場合に限って認められる必要があり、2022年4月施行予定の改正再エネ特措法にその旨が規定されています。</p>
6	<p>6 積み立てた積立金の額等をどのように確認したらよいか。発電事業者が受け取った買取費用から廃棄等費用を積み立てるのであれば、通帳のようなものを電子化して確認できるようにすべきだと考える。</p>	<p>推進機関に積み立てた積立金の額等の照会については、推進機関において対応することとしております。</p>
7	<p>以下の点から、廃棄費用徴収無利息管理に反対する。</p> <p>1. 費用を積み立てるなら積立金に市中平均値の利息をつけたい。いただきたい。</p> <p>2. 利息を付けないのは合理的で無い。各個人が預金し利息を入手した方が廃棄処分費用の足しになり合理的である。</p> <p>3. 強制的に源泉徴収するのは憲法の基本的人権の尊重に反している。</p>	<p>本積立制度において積立てを義務付ける廃棄等費用は、FIT制度の開始当初から、売電に対して支払われる国民負担で支えられている 調達価格の算定において想定されており、事業者自身が積み立てることを期待されるものです。加えて、本積立制度では、外部機関における積立金の管理業務に必要な事務費は、国民負担である賦課金によって手当てされることが想定されています。そのため、本積立制度では、積立金を運用することも想定されているものの、積立金の原資となる調達価格が国民負担によって支えられていることを踏まえ、積立金の利息については、国民負担を軽減するため、積立金の管理業務費用に充てることが適切と考えます。</p> <p>なお、本積立制度は、廃棄等費用の積立てを確実に担保することによる再生可能エネルギー電気の利用の促進という政策目的達成のための必要最小限度のものであり、財産権等をはじめとする憲法上の基本的人権を不当に侵害するものではないと考えております。</p>

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
8	<p>改正ガイドライン案p39 1.内部積立ての要件 (1)長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等の作成、公表 事業計画等を作成し、自社ホームページなどで、これを公表する必要がある。 (意見内容) 個人名義でホームページがない場合を方法を記載していただきたい。 (理由) 個人名義で事業者登録しており、ホームページがないため</p>	<p>内部積立ての要件として、①当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置を講じ、当該措置を公表するものであること(改正再エネ特措法施行規則第5条第8号の2イ)、②当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業と地域社会との共生に向けた取組を講じ、当該取組の状況を公表するものであること(同号ロ)が求められています。 そのため、内部積立てによる積立てを希望する場合は、事業者において、上記を満たすような事業計画等を作成・公表いただく必要があり、一般的に自社ホームページなどでの公表が想定されることです。その他の手段によることを希望する場合には、事業者において具体的方法を検討し、資源エネルギー庁に相談するなどしてください。</p>
9	<p>改正ガイドライン案p43 (i)金融機関との契約による厳格な資金管理 (意見内容) 金融機関側が読んで、どのような契約を行えばいいかわかるよう、より具体的な例示を記載していただきたい (理由) 内部積立てを行うため金融機関に問い合わせしておりますが、現時点ではどのような契約をすれば要件を満たすかわからないと返答がきているため</p>	<p>本ガイドラインにおいても、いわゆるプロジェクトファイナンス案件のように、各費用等の支払のための専用口座が開設され、貸付契約時に定めた充当順位や条件に従った厳格な資金管理が義務付けられ、廃棄等のための積立金が専用口座で管理されるような案件を例示しているところです。更なる具体的な契約内容については、事業者において検討した上で、資源エネルギー庁に相談するなどしてください。</p>
10	<p>1.「下表[参考6]の「廃棄等費用の想定額」欄に記載する**外部積立て**において積み立てられるべき水準」とあるが、下表である参考9の表題は、「**内部積立て**における廃棄等費用の想定額」と記載されており、「内部」と「外部」が一致しておらずわかりにくい。参考9の表とは別の「外部積立て」用の基準が存在し、参考9のみならず、その別の「外部積立て」用の基準も上回らなければならない、という誤解も招きかねない。 下記の二つの理由から、内部積立てにおいても、外部積立てと同一の基準が適用されると理解しているが、その理解で正しいかをご教示いただきたい。 ① 参考9の表と、参考1(改訂版8ページ)の表が同一であること。 ② 本文の「外部積立てにおいて積み立てられるべき額の水準以上の廃棄等費用の積立て計画を作成し、その公表に同意すること」というのは、「太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループの中間整理(2019年12月10日)」25頁の記載をもとにしていると思われるところ、同中間整理の注19では、「表 2「調達価格において想定している廃棄等費用」のとおり、・・・これに認定容量(kW)を乗じた額以上の積立て計画を作成する必要がある。」とあるので、内部積立てにおいても、外部積立てと同一の基準を用いる趣旨であること(内部積立てには、複数の基準が適用されるという趣旨ではないこと。) 2. また、上記の理解で正しいのであれば、参考9の表題を修正する、又は本文に注釈を加える等して、わかりやすくし、上記のような誤解を避けるようにリバイスしていただきたい。 3. なお、表番号について、参考6は参考9に置き換えられるべきと考える。</p>	<p>内部積立てにおいて、定期報告を実施する時点で積み立てておくべき額は、内部積立想定額を調達期間の終了前10年間で均等に分割して積み立てる場合に、定期報告の時点で積み立てておくべき額以上の額となります。その趣旨が明らかになるように、当該箇所の記載を修正しました。</p>
11	<p>○該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) 改訂版ガイドラインp39 「積立計画は、内部積立想定額を調達期間の終了前 10 年間で均等に分割して積み立てる場合に、定期報告(年1回)の時点で積み立てておくべき額以上の額を積み立てる内容である必要がある。」 ○意見内容 1. 定期報告の時期と、積立て開始時点がずれるので、内部積立て開始直後の定期報告等、積立額が12か月分ではない定期報告が存在せざるをえないように思う(例えば、毎年5月末が定期報告で、積立て開始時点が1月であるような場合)が、そのような積立額が12か月分ではない定期報告を行っても、「定期報告(年1回)の時点で積み立てておくべき額以上の額を積み立てる内容」を満たしているという理解でよいか。 「内部積立想定額を調達期間の終了前 10 年間で均等に分割して積み立てる場合に、定期報告(年1回)の時点で積み立てておくべき額以上の額を積み立てる内容」について、複数のパターンを想定して具体例を示すなど、実務的にわかりやすい記載、又は別のガイドラインをお示しいただきたい。 2. また、定期報告の様式も、2022年4月1日以後に変更されるのかどうかわからない。上記の各パターンについて、いつ、どのような定期報告をすればガイドラインの要求を満たすか(特に積立て開始直後や、積立て期間満了時点ころ)という観点から、2022年4月1日以後に適用される定期報告の様式における具体的な記載例をお示しいただきたい。</p>	<p>いわゆる定期報告は、運転開始月又はその翌月に実施するものとされています。そのため、基本的に、定期報告を実施する月は積立開始月又はその翌月となることが想定されますので、定期報告を実施する時点で積み立てておくべき額は、内部積立想定額を調達期間の終了前10年間で均等に分割して積み立てる場合に、定期報告の時点で積み立てておくべき額以上の額となります。 いただいたご意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>【意見】 プロジェクトファイナンスにてSPC(特定目的会社)により、運営をしているケースで且つ、規模が10MW以上の発電設備を所有する「発電事業者」には当たらず、公表する事に同意し、適切に撤去費用積立を行っている案件について、内部積立要件の緩和、例外を認めていただきたい。 【詳細及び背景のご説明】 通常、10MW付近或いはそれ以上の太陽光発電所は、オフバランス化(資産や取引などが事業主体の財務諸表に記載されない状態)や資産効率の改善の観点等からプロジェクトファイナンスの金融手法により、資金調達ができる。この場合において、40頁の(2)[要件2丸2]に記載の「発電事業者を内部積立の要件」とした場合、10MW未満のプロジェクトファイナンスによる発電所は、要件を満たさなくなる可能性がある。 43頁(i)「金融機関との契約による厳格な資金管理」にも記載がある通り、プロジェクトファイナンスによる手法では、金融機関が、積立額及び積立金のコントロールをし、かつ積立金の専用口座の作成、通帳を担保としている。また、電力広域的運営推進機関が義務とされる、供給計画の届出、発電電報等については、プロジェクトファイナンスにて運営をしている案件においては、金融機関がその役割を担い、事業計画、運転報告において、発電事業者として適切に行っている。 以上から、「10MW未満のプロジェクトファイナンスにて撤去費用積立を専用口座にて金融機関が適切に管理をし、公表する事に同意するケース」については、公平性の観点からも、内部積立て認めていただきたい。</p>	<p>本積立制度は、確実な積立てを実施するために、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めこととしていますが、外部積立てでなくても廃棄処理のための確実な資金確保が可能であり、かつ、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる場合には、例外的に内部積立てが認められることとしています。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっており、その趣旨を踏まえた内部積立ての要件が、2022年4月1日に施行される改正再エネ特措法施行規則にも定められています。 以上のとおり、内部積立てが認められるためには、確実な資金確保が可能であることだけでなく、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められることが必要であり、その観点から御指摘の要件を課しています。そのため、いわゆるプロジェクトファイナンスにより資金調達をしている案件の中で内部積立てを認めない案件が生じることが、事業者間の公平性に反するとは考えておりません。</p>
13	<p>パブリックコメントの文字数制限を6000文字としていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>当社の太陽光発電事業(1MW)は、地上権者と当社(賃借人)との間で締結された土地賃貸借契約を基礎として発電事業が行われている。そして、本発電事業は、撤去について、契約の終了時に地上権者が撤去するという契約になっている。 その為、当社は撤去を行わず、廃棄等費用積立てを当社が実施することは、契約内容からできない。地上権者と本契約に至った経緯があるため、廃棄等費用積立ガイドライン改正案と齟齬がある。 太陽光の事業者ではなく地上権者が間違いなく撤去する場合でも本ガイドラインが適用されるのは理解できない。解決方法をご教示いただきたい。</p>	<p>10kW以上の太陽光発電事業は、全量での売電を想定した発電事業として行われることや、設置形態が様々であり、廃棄等費用を太陽光発電設備独自に確保する必要が高いため、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に廃棄等費用が考慮されてきており、10kW以上全ての太陽光発電を本積立制度の対象とすることとしております。 そして、FIT 制度においては、発電事業を譲渡する場合には事業計画の変更が必要であるところ、発電事業の譲渡に伴い積立金も譲渡先の認定事業者に承継されることとなります。積立金を取り戻せる主体は、2022年4月施行予定の改正再エネ特措法第15条の9に基づき、原則として認定事業者等とされています。そのため、譲渡により認定事業者の地位が承継された場合には、承継後の認定事業者において、廃棄等に充てるために積立金を取り戻すことができます。 上記の制度を前提として、適切にご対応ください。</p>